

川崎市労働資料等に関する庁内検討会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市労働資料室に収蔵する労働資料等に関する検討、調整等を行うため、川崎市労働資料等に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内検討会議は、次に掲げる事項について、検討、調整等を行う。

- （1）労働資料等のあり方に関すること
- （2）労働資料等の収集・廃棄等に関すること
- （3）労働資料室の運営に関すること
- （4）その他、勤労者福祉事業の推進に関すること

（組織）

第3条 庁内検討会議は、座長、副座長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

2 座長は、経済労働局労働・人材支援部長をもって充てる。

3 副座長は、経済労働局労働・人材支援部担当課長〔労政・技能〕をもって充てる。

（会議）

第4条 庁内検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

（事務局）

第5条 庁内検討会議の事務局は、経済労働局労働・人材支援部に置き、担当課長〔労政・技能〕が所掌する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 3 条 関係）

経済労働局産業政策部企画課長
川崎区役所まちづくり推進部企画課長
川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整〕
教育委員会事務局川崎図書館 館長